

2024年度 大学院神学研究科神学専攻

教育研究の手引き(博士課程)

目 次

	ページ
I. 人材養成と教育研究上の目的	1
II. 教育研究上の理念と教育課程（カリキュラム）	1
III. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	5
資料① 学位授与に至るまでの標準スケジュール	8
資料② 博士論文研究指導計画	9
資料③ 学位論文審査及び最終試験実施細則	12
資料④ 研究活動ガイドライン	13
資料⑤ 「人を対象とする研究」倫理規準	14
資料⑥ 研究倫理委員会規程	16
資料⑦ 大学院生学会発表補助規程	18
教務関連	19

I. 人材養成と教育研究上の目的

1. 人材養成目的

東京基督教大学大学院は、人材養成目的を「東京基督教大学大学院学則」第2条で、以下のとおりに設定している。

『東京基督教大学大学院本大学院（以下「本大学院という」は、本学の建学の精神に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女に、神学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高度専門職業人である教会教職者（牧師・宣教師・伝道者・教会教育従事者・教会主事等）および神学研究者・教育者としての深い学識、卓越した能力および品格を培い、教会と社会の安寧と発展に寄与することを目的とする。』

また博士課程の目的を「本大学院学則」第5条4項で、以下の通り定めている。

『博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。』

2. 教育研究上の目的

本大学院神学研究科神学専攻博士課程の教育研究上の目的を「本大学院学則」第8条で、以下の通り定める。

『豊かな学識を養い、神学上の総合的な方法論を用いて高度で創造的な神学研究を行う。これにより、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題について提言し、新しい未来の構築に貢献できる、本学や国内外の大学及び神学教育機関の神学研究者・教育者、教会・宣教団体・キリスト教 NPO/NGO 等の神学における高度な専門性と研究能力を持った指導者を養成することを目的とする。』

II. 教育研究上の理念と教育課程(カリキュラム)

1. 教育研究上の理念

上記の人材養成の目的を達成するために、博士課程においては、以下の教育研究理念に基づき研究を行う。

本博士課程では、神学に関する専門的知識に基づいて今日の神学上の課題について分析・統合し、グローバル化する日本と世界における教会と社会のあり方について創造的・建設的に提言し、またそれを構築することに貢献できる能力を身に付けた神学研究者・教育者及び神学の高度な研究能力を有した指導者を養成するために、神学に関する広範で深遠な知識の学修を可能にする研究指導を行う。その際、研究は高い倫理性を反映するものであることに留意する。

博士課程では、「研究領域」を修士課程と同様に以下の2区分するとともに、研究の高度化・専門化を図るために、それぞれに「専門分野」を設け、以下の学術上の理念に基づき研究指導を行う。

①「聖書学」領域

「聖書学」領域（専門分野：旧約聖書学・新約聖書学・聖書解釈学）では、「源泉に立ち返る」というプロテスタント・キリスト教の伝統に立ち、聖書の原語である古典ヘブライ語・アラム語またはヘレニズム期ギリシア語に基づき、聖書各書の使信や特定の主題について歴史的・文法的方法論を含む学際的な方法論を用いて、書かれた文化脈において総合的に理解するとともに、歴史上の諸解釈との対話をとおして新たに解釈し、その今日的意味を問う、より高度な学術研究を行う。特に、聖書各書が反映する言語、文学、歴史、文化、思想、宗教、社会等の諸側面を学術的に検証する学際的な方法論を重要視する。同時に、旧約・新約聖書をキリスト教正典として歴史的展開の中で統合して理解する聖書神学的観点にも配慮する。

②「神学・教会」領域

「神学・教会」領域（専門分野：キリスト教哲学・キリスト教神学・実践神学）では、各専門分野の方法論を用いて、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学的諸課題について高度な学術研究を行う。キリスト教哲学では、科学技術が高度に発達し、宗教の多元化が進行する社会で、キリスト教が個人の内面の諸課題を扱うと同時に、いかにして公共的役割を果たしうるのか、またコミュニティ形成のモラルにどのように資することができるのか、等の公共哲学的な問いに関する研究を行う。キリスト教神学では、組織神学上の諸課題を歴史的背景に遡って批判的に検証し、今日の意義を考察する研究を行う。実践神学では、質的研究の方法論を用いた宗教心の理解、及び宗教教育学の諸方法論の検証・構築に関する研究を行う。

<参考図：専攻・領域・専門分野>

専攻	領域	専門分野
神学	聖書学	旧約聖書学 新約聖書学 聖書解釈学
	神学・教会	キリスト教哲学 キリスト教神学 実践神学

博士課程の学生は、いずれかの「領域」内に分化・専門化された1つの「専門分野」、または複数の「専門分野」にまたがる研究テーマを設定して、高度な神学研究を行う。教会と社会を取り巻く複雑な神学上の課題を扱うためには、総合的な視点を研究に反映させる必要がある。それは、神学の各専門分野を他の分野と関連づけることで、教会と社会に仕える神学研究を目指す本研究科の主旨に沿うものである。

2. カリキュラム・ポリシー

博士課程では、修士課程における教育研究を土台にして、より高度な研究指導を行う。また、他の研究者たちとの議論や協働をとおして問題解決を探る能力、及び論理的説明能力の涵養に留意する。

3. 教育課程の編成の考え方

博士課程では、修士課程同様、下記【注】にある「聖書学」・「神学・教会」の2領域における体系的な教育研究課程の基礎の上に、研究指導に重点を置いた教育課程を編成する。

博士課程の学生の研究テーマは、より高度な専門性を求められるため、2つの領域の中で、以下のいずれかの専門分野に関わるものとする。

「聖書学」領域：旧約聖書学、新約聖書学、聖書解釈学

「神学・教会」領域：キリスト教哲学、キリスト教神学、実践神学

研究テーマが複数の専門分野にまたがる場合は、当該の専門分野に関わる研究指導教員・研究指導補助教員が複数で協力して研究指導に当たる。

また、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学的課題に創造的・建設的に提言するためには、神学研究の専門の細分化を避けるため、神学上の諸方法論を身につけることが必要となる。そのために、入学直後に神学の高度な研究に必要な「神学特論」の演習を提供する。ここでは、伝統的な神学上の方法論にとどまらず、グローバル化によって多元化・複雑化する文化・宗教・社会と関わる神学上の諸課題を研究する方法論についても扱うものとする。

「研究指導」は、主指導教員・副指導教員各1名で構成する「博士論文指導チーム」が中心となってい、多様な視点や方法論からの検証を行い、高度でバランスの取れた研究の実現を目指す。これらを通して、幅広い視野を持ち、グローバル化し複雑化する教会と社会の神学上の諸課題を研究し教会と社会に提言することのできる人材の養成を行う。

加えて、研究指導の一環として定期的に開催する「Ph.D. セミナー」や本学が関わる国際学術会議・共同研究等への参加をとおして、学生が日本とアジアの文化と社会において意義のある高度な神学研究を実現できる体制を整える。また、修学支援の一環として、TA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）として本学における教育研究活動に積極的に参与させることで、新しい未来の構築に貢献するために教会と社会への提言する能力・教育上の資質と指導力の総合的な涵養を図るものとする。

4. 教育課程の編成の特色

（1）「神学特論」

今日の教会と社会を取り巻く神学的課題について神学上の総合的な観点から取り扱うための学術的方法論を高いレベルで修得するための演習を行う。博士論文作成に求められる独自性と創造性のある研究に必要な資料収集とその分析方法及び研究手段についても、より高度な理解を深めることを目的とする。

(2) 「研究指導」

博士論文の作成指導を、1年次から3年次にわたり継続(計12単位)して行う。「研究指導」は、主指導教員1名と副指導教員1名で構成する「博士論文指導チーム」の下に行う。学生の研究計画に基づく定期的な報告と主指導教員との討論を軸とするが、異なる学術的視点や方法論からの検証を行って、よりバランスの取れた研究とするために、副指導教員が随時アドバイスを行う。その際、研究中間発表会を計5回開催し、「博士論文指導チーム」及び他の研究者たちとの議論や協働をととして問題解決を探る能力、及び論理的説明能力の涵養に留意する。

(3) その他の研究支援の方策

以上の教育課程に加えて、本課程では学生の共同で研究する能力や批判的・建設的提言力を涵養するために以下のプログラムを実施する。

① Ph.D. セミナー

研究指導の一環として教員と学生の研究発表と論評会を、Ph.D. セミナーとして定期的に(年5回、うち2回は「研究中間発表会」を兼ねる)開催する。

② 共同研究の推奨

研究者の養成のために個人の独自性を重んじると同時に、孤立化の弊害を防ぐために、他の研究者との協働の機会を持つよう促す。具体的には、本学附属機関の共立基督教研究所に設置する「共同研究」のプログラムで、学生が本学教員他と共同研究に当たることを推奨する。加えて、RA(リサーチ・アシスタント)制度を用いて、教員の研究補助を行うことで、研究能力および協働する力の伸長を図る。

③ 本学が行う国際学術会議・共同研究等への参加

本課程の学生に、本学が実施している以下の研究活動および社会貢献のための活動に研究発表者・RA等として積極的に参加させることで、グローバル化し複雑化する教会と社会に提言し、未来の形成に貢献するための視点や能力の養成に努める。

- ・本学が定期的で開催する韓国や他のアジア諸国の福音主義に立つ高等神学教育機関(多くの神学大学院を含む)の神学者との国際学術会議
- ・本学付属機関である共立基督教研究所の活動をととして実施する他大学の研究者等と共同研究
- ・東日本大震災以降に米国のフラー神学大学院・ホイトン大学災害人道支援研究所等とともに実施している震災後の社会における神学の意義・支援の在り方や支援の備えについて公開学術会議

④ 国内外の学会参加

学生の研究上の資質向上と他の研究者との討論・交流を促進するため、国内外の学術学会における研究発表を推奨する。そのために旅費を含む参加費の補助を行う。

⑤ TA(ティーチング・アシスタント)制度の活用

TA制度を活用して修学上の支援をするとともに、学生には学部の授業内におけるグループ討論や授業時間外のグループ学習の指導、修士課程における授業中のグループ討論のリードやグループで行う研究の指導補助を担わせることで、教育上の資質と指導力の涵養を図る。

Ⅲ. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 履修指導、研究指導の方法と博士論文

(1) 履修指導及び研究指導・審査体制

本学は、10週間を1学期とするトライメスター制を実施しており、春・秋に学生を受け入れる（春入学は4月上旬、秋入学は8月下旬）。入学時にオリエンテーションを行い、履修、博士論文作成計画、執筆する際使用する言語（英語または日本語）等を確認し、適切な指導を行う。また以下に示す2つの組織により、研究指導及び論文審査を行う。

① 博士論文指導チーム（春入学モデル）

博士論文指導チームは、「博士論文指導チーム発足要請書」に基づき、1年次の6月下旬までに発足する。メンバーは、主指導教員1名、専門分野の異なる副指導教員1名の計2名で、博士論文の具体的な指導を行う。研究指導は、主指導教員が中心となるが、副指導教員はより充実したバランスのとれた研究の遂行のために、主指導教員と連携して、必要な指導を行う。またチームは、研究中間発表会（3カ年で5回）を主催し、指摘された課題や質問について研究指導を行う。

② 博士論文審査委員会（春入学モデル）

博士論文審査委員会は、「博士論文提出願書」に基づき、研究科委員会の承認のもと、3年次の9月までに発足する。委員は、主査1名（主指導教員以外が担当）、副査2名の計3名とする。ただし研究科委員会の承認のもと、学外から副査を任命する場合は1名とし、計4名とする。審査委員会は、口頭試問会（最終試験）を主催し、審査を行う。なお、博士論文指導チームと博士論文審査委員会を兼任することができる。

(2) 学位授与に至るまでのスケジュール

【資料①：学位授与に至るまでの標準スケジュール】に記載した標準スケジュールに基づき、3年で学位授与を目指す【資料②：博士論文研究指導計画】【資料③：学位論文審査及び最終試験実施細則】。「博士論文指導チーム」は、研究中間発表会の各回で、出席教員からの意見も参考にしつつ論文到達度を判定し、指導する。ただし、3年で学位が授与できないと判定された場合も、学則で規定されている6年目までは、継続して論文完成を目指すための支援体制を整えている。また完成が6年目以降に延びる場合も、継続して論文完成を目指すことができる体制を整えるべく検討していく予定である。

① 提出書類のスケジュール（春入学モデル）

< 1 年次 >

6月中旬 「博士論文指導チーム発足要請書」を提出 研究テーマと研究計画概要を記載

8月下旬 「研究計画書(前半)」提出 仮の研究テーマと計画を記載

※人を対象とする研究を計画している場合のみ「研究計画等倫理審査申請書」提出

11月上旬 「研究計画書(後半)」提出 研究テーマと計画を記載

2月下旬 「研究成果中間報告書①」提出 1 年次終了時の中間報告を記載

< 2 年次 >

9月下旬 「研究成果中間報告書②」提出 中間報告を記載

2月下旬 「研究成果中間報告書③」提出 中間報告を記載

< 3 年次 >

6月中旬 「博士論文提出願書」提出 論文提出資格審査を要請

12月中旬 「博士論文指導委員会の推薦書」提出 博士論文指導チームの推薦

「学位申請書」、「履歴書」、「研究業績書」提出

② 中間発表会及び口頭試問会の時期（春入学モデル）

< 1 年次 >

8月下旬 研究中間発表会①

2月上旬 研究中間発表会②

< 2 年次 >

8月下旬 研究中間発表会③

2月上旬 研究中間発表会④

< 3 年次 >

8月下旬 研究中間発表会⑤

2月上旬 口頭試問会（最終試験）

(3) 博士論文の到達目標（審査基準）

指導教員は、学生から定期的に研究活動の報告を受けつつ博士論文が以下の点を達成することを目標に、研究指導を行う。

- a. 形式と内容において創造性・独自性があり、神学研究、教会と社会に対する理解と進展に寄与すること。
- b. 研究の学問背景についての十分な理解を踏まえ、研究の今日的意義に関して深い知見が示されていること。
- c. アプローチやデータの取り扱いにおいて高い分析能力・統合能力が十分に反映され、高度な学問的水準を示していること。
- d. 論旨の論理的展開が極めて明瞭であり、一貫性があること。
- e. 学術研究における高い倫理性を有していること。

(4) 博士論文の公表方法等

博士論文は、原則として全文をインターネット上に公表する。ただしやむを得ない理由がある場合は、本学の図書館において全文閲覧を可能にすると同時に、インターネット上に論文要旨等を公表する。また、極めて優れた論文に関しては出版を推奨する。

2. ディプロマ・ポリシーと修了要件

博士課程のディプロマ・ポリシーは、下記の修士課程のポリシーに、次の能力を身につけることを加えたものとする。

神学の総合的で深い理解の上に立ち、高度で創造的な研究を行う能力を博士論文において実証し、かつ他者との協働をととしてその研究能力を発揮できる能力。

【修士課程ディプロマ・ポリシー】

- a. 今日の教会と世界が直面する神学的諸課題について、旧約・新約聖書の原語による解釈とそこから導き出せる原則に基づき、キリスト教の豊かな伝統と今日の状況に照らして分析・統合し、現代に対して意味のある神学を創造的に営む能力。
- b. 自らの知見を、他者に説得力をもって伝達するための論理構築をし、表現する能力。
- c. 現代の教会と社会において直面する多様な事態に、高い倫理性と品格をもって取組み、問題解決のために提言するだけでなく、他者を理解し協働する能力。

修了要件は、所定の在学期間を経て14単位以上を履修し、博士論文の審査及び最終試験に合格することである。要件を満たした者には、「博士（神学）」の学位を授与する。

3. 研究の倫理審査体制の具体的内容等

本学は、研究上の倫理基準として「研究活動ガイドライン」、及び特に人を対象とする研究のための「『人を対象とする研究』倫理規準」を定めている【資料④：研究活動ガイドライン】
【資料⑤：「人を対象とする研究」倫理規準】【資料⑥：研究倫理委員会規程】。本学で研究活動をする全ての者に上記規準を遵守させるため、研究倫理委員会を設置し、研究活動の倫理に関わる事項について審議、調査、推進を行っている。

特に人を対象とする研究を行う者は、委員会に「研究計画等倫理審査申請書」を提出する。研究科委員長も構成員である委員会において上記ガイドライン・倫理規準に基づく審査を行い、審査結果を通知する。承認を受けた者は、研究の終了後、研究活動報告書を委員会に提出する。

学位授与に至るまでの標準スケジュール（3年間）

丸数字：論文指導（30回/3年）

1年次 春学期	4月	①	
	5月	②	
	6月	③	『博士論文指導チーム発足要請書』提出
	7月		
1年次 秋学期	8月	④	『研究計画書(前半)』提出 研究中間発表会①
	9月	⑤	
	10月	⑥	
	11月	⑦	『研究計画書(後半)』提出
1年次 冬学期	12月	⑧	
	1月	⑨	
	2月	⑩	研究中間発表会② 研究成果中間報告書①提出
	3月		
2年次 春学期	4月	⑪	
	5月	⑫	
	6月	⑬	
	7月		
2年次 秋学期	8月	⑭	研究中間発表会③
	9月	⑮	研究成果中間報告書②提出
	10月	⑯	
	11月	⑰	
2年次 冬学期	12月	⑱	
	1月	⑲	
	2月	⑳	研究中間発表会④ 研究成果中間報告書③提出
	3月		
3年次 春学期	4月	㉑	
	5月	㉒	
	6月	㉓	『博士学位申請論文提出願書』提出
	7月		「博士学位申請論文」（ドラフト）提出
3年次 秋学期	8月	㉔	博士学位申請論文提出資格審査（研究中間発表会⑤）
	9月	㉕	
	10月	㉖	「博士学位申請論文」初稿 提出
	11月	㉗	
3年次 冬学期	12月	㉘	
		㉙	「博士学位申請論文」提出
	1月	㉚	
	2月		口頭試問会(最終試験)
	3月		学位授与

博士論文 研究指導計画

【1年次】

第1回 「オリエンテーション」「研究領域に関する検討①」

博士課程の研究指導の概要を確認します。入学試験の出願書類「博士論文研究計画書」を基に、研究領域に関する検討を行います。また「博士論文指導チーム発足要請書」の作成に関する指導を行います。

第2回 「研究領域に関する検討②」

論文テーマ決定のため、研究方法、文献検索の方法、および研究計画の立案の指導を行います。「仮研究計画書」作成の指導を行います。

第3回 「研究領域に関する検討③」「関連文献・資料の検討①」

関連文献・資料の検討、研究方法、および「研究計画書(前半)」作成に関する指導を行います。1回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第4回 「研究領域に関する検討④」「関連文献・資料の検討②」

1回目の研究中間発表会で指摘された「研究計画書(前半)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第5回 「研究領域に関する検討⑤」「関連文献・資料の検討③」

1回目の研究中間発表会で指摘された「研究計画書(前半)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第6回 「研究領域に関する検討⑥」「関連文献・資料の検討④」

「研究計画書(後半)」作成の指導。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第7回 「研究領域に関する検討⑦」「関連文献・資料の検討⑤」

「研究計画書(後半)」作成の指導を行い、完成させます。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第8回 「研究方法の指導①」「関連文献・資料の検討⑥」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」に基づき研究を開始するための指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。

第9回 「研究方法の指導②」「関連文献・資料の検討⑦」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。2回目の研究中間発表会に向けて指導を行います。

第10回 「研究方法の指導③」「関連文献・資料の検討⑧」

研究科委員会に受理された「研究計画書(全体)」の問題点等に関する指導を行います。関連文献・資料の検討に関する指導を行います。「研究成果中間報告書①」提出に向けた指導を行います。

[2年次]

第11回 「研究方法の指導④」「文献精読①」

2回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第12回 「研究方法の指導⑤」「文献精読②」

本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第13回 「研究方法の指導⑥」「文献精読③」

本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。3回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第14回 「研究方法の指導⑦」「文献精読④」

3回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。「研究成果中間報告書②」提出に向けた指導を行います。

第15回 「研究方法の指導⑧」「文献精読⑤」

3回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。本格的な研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。文献精読、調査等の指導を行います。

第16回 「研究方法の指導⑨」「論文執筆指導①」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第17回 「研究方法の指導⑩」「論文執筆指導②」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第18回 「研究方法の指導⑪」「論文執筆指導③」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。4回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第19回 「研究方法の指導⑫」「論文執筆指導④」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。4回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第20回 「研究方法の指導⑬」「論文執筆指導⑤」

研究資料の整理、および研究活動の遂行のための指導を行います。論文執筆の指導を行います。「研究成果中間報告書③」作成に向けた指導を行います。「博士論文提出願書」作成に向けた指導を行います。

[3年次]

第21回 「論文執筆指導⑥」

4回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第22回 「論文執筆指導⑦」

4回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。論文執筆の指導を行います。

第23回 「論文執筆指導⑧」

論文執筆の指導を行います。5回目の研究中間発表会に向けた指導を行います。

第24回 「論文執筆指導⑨」

論文執筆の指導を行います。5回目の研究中間発表会で指摘された問題点等に関する指導を行います。

第25回 「論文執筆指導⑩」

論文執筆の指導を行います。

第26回 「論文執筆指導⑪」

論文提出に向けた指導を行います。

第27回 「論文執筆指導⑫」

論文提出に向けた指導を行います。

第28回 「論文執筆指導⑬」「口頭試問指導①」

論文提出に向けた指導を行います。口頭試問に向けた指導を行います。

第29回 「論文執筆指導⑭」「口頭試問指導②」

論文提出に向けた指導を行います。口頭試問に向けた指導を行います。

第30回 「口頭試問指導③」

口頭試問に向けた指導を行います。

博士論文審査及び最終試験実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、東京基督教大学大学院学則(以下「学則」という。)第20条に基づき、東京基督教大学神学研究科博士後期課程における博士論文審査及び最終試験について、必要な事項を定める。

(博士論文指導チーム)

第2条 博士論文指導チーム(以下「指導チーム」という。)は、『博士論文指導チーム発足要請書』の提出に基づき、1年次の6月下旬までに発足する。

2 指導チームは、主指導教員1名、専門分野の異なる副指導教員1名の計2名で、博士論文の具体的な指導を行う。

(研究中間発表会)

第3条 審査チームは、博士論文審査の一貫として、研究中間発表会を開催する。

(博士論文審査委員会)

第4条 博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)は『博士論文提出願書』の提出に基づき、3年次の9月までに発足する。

2 審査委員会は主査1名(主指導教員以外が担当)、副査2名の計3名とする。ただし研究科委員会の承認のもと、学外から副査を任命する場合は1名とし、計4名とする。

3 審査委員会は、口頭試問会(最終試験)を主催し、審査を行う。なお、博士論文指導チームと博士論文審査委員会を兼任することができる。

(博士論文審査及び最終試験)

第5条 最終試験は、博士論文審査と同時に、審査チームが論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭試問の方法により行う。

2 最終試験は、2月中旬までに終了するものとする。

(論文審査及び最終試験の結果報告)

第6条 審査委員会の主査は、論文審査及び最終試験が終了したときは、速やかに、審査報告書を、研究科委員長に提出しなければならない。

(論文及び最終試験の合否判定)

第7条 研究科委員長は、前項の審査報告書に基づき、研究科委員会に提案し、その合否を決定し、その結果を学長に報告する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほかに、必要な事項は研究科委員会において審議する。

附 則：この規則は、2014(平成26)年4月1日より施行する。

研究活動ガイドライン

2011年（平成23年）3月4日施行

今日の社会は、急速な科学技術の進展とグローバル化によって激変し、複雑さを増していますが、学術研究も、社会との関わりや研究領域の学際的な広がりの中で多様な要請に対応することを迫られています。

こうしたなかで、研究者には自発的で自由な研究活動が保証される一方で、今日の社会変化に対応し、また時として対峙しながら自らを律していく高い倫理性と自治能力が求められています。

私たちは、本学の建学の精神に基づいた学術研究と社会への貢献を促進するため、ここに本学、およびそこで研究活動を行うすべての研究者（以下「研究者」）について以下の研究活動ガイドラインを定めます。

- 1 本学は、学術研究の自由と独立を守るとともに、研究者の活動を支援するために研究環境・体制の整備、研究倫理の向上をはかり、常にその検証と改善に取り組みます。また研究のための協働をはかり、次世代の研究者を育成します。
- 2 大学の研究資金は、税を原資とする助成、支援者からの寄附、学生納付金によるものであり、研究者はこうした市民社会からの負託に応えて誠実に学術研究に取り組むとともに、研究費の適正な管理を行います。
- 3 研究者は、上記の負託に応えて研究成果を教育活動に還元するとともに、特許の出願のために一定期間非公開とするなどの合理的な理由がある場合を除き、適切なかたちで積極的な公表を行い、社会への貢献と説明責任を果たします。
- 4 研究に際して研究者は、個人情報データの適正な扱いをはじめ、国際的な規範、国内外の関係法令、学会等の規程、学内規程を遵守し、社会的良識をもって活動します。
- 5 研究者は、FFP (Fabrication 捏造(ねつぞう))、Falsification 改竄(かいざん)、Plagiarism 盗用)、二重投稿などの不正行為を行わないことはもとより、それらに加担することのないよう細心の注意を払います。
- 6 研究成果の公表に際して研究者は、根拠の提示やデータ等の信頼性確保に努めるとともに、他者のオーサiership（誰が著者であるか）やオリジナリティを尊重し、適切な引用・表現を行います。
- 7 査読、論文・研究助成の審査などにおいては学問的基準に基づく公正な審査に努め、それらの過程で知りえた他者の未発表の研究成果等については厳密な守秘義務を遵守します。
- 8 知的財産権や研究協力に関する契約を結ぶ場合、研究者は、契約書に定められた内容を履行し、守秘義務が発生する場合はこれを遵守します。
- 9 研究のさまざまな場において研究者は、研究組織の構成員や研究に協力する人たちの人格を尊重し、その属性、思想・信条、その他による差別を行いません。また、組織上・研究上の優位な立場や権限を利用して相手に不利益を与える言動をとりません。
- 10 利益相反、責務相反の発生に十分注意し、適正なマネジメントを行います。

(2011年3月4日教授会承認)

(2022年3月1日教授会改正)

「人を対象とする研究」倫理規準

2011年（平成23年）3月5日施行

（目的）

第1条 この規準は、本学において「人を対象とする研究」を行う際に求められる研究者の倫理規準、行動、手続きに関する事柄を定める。

（研究の基本）

第2条 「人を対象とする研究」を行う研究者は、東京基督教大学研究活動ガイドラインに基づき、生命の尊厳と個人の人権を最優先し、科学的・社会的に妥当な方法・手段で研究活動を遂行しなければならない。

（定義）

第3条 この規準において「個人情報」とは、個人に関する情報のうち、当該情報に含まれる氏名・生年月日、その他により特定の個人を識別することができるものを指し、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。また「情報・データ等」とは、個人の思惟、行動、環境、身体等についての情報またはデータのことをいう。

2 「人を対象とする研究」とは、人を直接の対象とし、個人からその人の個人情報および情報・データ等を収集・採取して行われる研究活動をいう。

3 「研究者」には、本学に所属する教員・研究員・研究科生等、本学で研究活動に従事するすべての者が含まれる。但し、学部生が行う研究活動については、指導教員が本規準に則り、責任をもって指導を行う。

4 「提供者」とは、情報・データ等を提供し研究対象となる者をいう。

（インフォームド・コンセント）

第4条 研究者は、情報・データ等の収集・採取に際して、研究の目的・計画・責任の所在、情報・データ等の取扱い、成果の発表方法、その他必要な事項について、提供者に事前に分かりやすく説明し、同意を得なければならない。また、提供者から得た情報・データ等を目的以外の用途に使用してはならない。

2 前項において、提供者が障がいをもつ等、本人の同意確認が困難な場合は、保護者・後見人など社会的に提供者の代理人として認められる人物の承諾を得なければならない。また提供者が18歳未満の場合は、法定代理人の同意を得なければならない。

3 情報・データ等の収集・採取に際して、身体的・精神的な負担が予測される場合、事前に予測される状況を、提供者に分かりやすく説明しなければならない。

4 研究者は提供者に、同意を撤回して協力を中止する権利、および情報・データ等の開示を求める権利があることを周知しなければならない。

5 提供者が本人の情報・データ等の開示を求めた場合、研究者はすみやかに当該情報を開示しなければならない。

6 提供者が同意を撤回した場合、研究者は、収集・採取した当該情報・データ等を破棄しなければならない。

7 前項までの同意は、文書その他の適切な方法をもって行い、同意に関する資料は最低5年保管するものとする。

8 事前説明をすることで提供者の反応が変化することが予想される等の場合、倫理委員会の承認を経てインフォームド・コンセントを簡略化もしくは免除することができる。しかしこの場合、調査終了後速やかに提供者に研究の目的を説明し、同意を得なければならない。

（第三者への委託）

第5条 研究者が情報・データ等の収集・採取を第三者に委託して行う場合は、第三者とこの規準の趣旨に則った契約を結ばなければならない。

2 提供者から求めがあるなど必要な場合、研究者は直接、研究目的等を提供者に説明しなければならない。

（授業等における収集・採取）

第6条 研究者が、授業・演習・実技・実験・実習等、教育実施の過程で受講者から情報・データ等の提供を求める場合は、あらかじめ受講者の同意を得なければならない。

2 前項において、個人情報や情報・データ等の提供の有無によって、受講者の成績評価等に不利益をもたらしてはならない。

（謝礼の提供）

第7条 提供者に謝礼として金品を提供する場合は、社会通念上妥当な範囲で行い、その受け払いについて適切な管理を行わなければならない。

（研究計画・公表等の審査）

第8条 人を対象とする研究およびその成果の公表を行う研究者は、所定の手続きにより東京基督教大学研究倫理委員会の審査を受けなければならない。

2 審査の手続きについては別にこれを定める。

（改廃）

第9条 この規準の改廃は、研究支援センターの提案に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附則〔2011年（平成23年）3月4日制定〕

この規準は、2011年（平成23年）3月5日から施行する。

附則〔2015年（平成27年）3月6日改正〕

この規準は、2015年（平成27年）3月6日から施行する。

附則〔2018年（平成30年）10月30日改正〕

この規準は、2018年（平成30年）10月30日から施行する。

研究倫理委員会規程

2011年(平成23年)1月12日施行

(目的)

第1条 この規程は、東京基督教大学研究活動ガイドライン及び東京基督教大学「人を対象とする研究」倫理規準(以下「倫理規準」という。)の趣旨に則り、本学で行われる研究活動の倫理に関わる事項について審議、調査、推進を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達するため、東京基督教大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1)研究計画等の倫理審査(以下「研究計画の審査」という。)
- (2)研究支援センターとの連携による研究倫理に関する調査、検討
- (3)その他、研究倫理に関して委員長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は研究支援センターの下に置かれ、学務会議の構成員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員長が必要と認める場合には、学内・学外の専門家に意見を求めることができる。

(委員長と副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、原則として研究支援センター長が務める。
- 3 副委員長は委員長が指名する者とする。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 研究計画の審査を除く議案は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(研究計画の審査)

第7条 本学で、倫理規準に定義された「人を対象とする研究」を行う研究者は、研究計画等倫理審査申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を、委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、申請書を受理後、速やかに委員会を開催して審査を行う。
- 3 審査の判定は、東京基督教大学研究活動ガイドライン及び東京基督教大学「人を対象とする研究」倫理規準に基づいて行ない、委員の3分の2以上の承認により決する。
- 4 審査の判定は次の各号に掲げる表示による。

(1)承認

(2)条件付承認

(3)不承認

(4)非該当

- 5 委員が申請者である場合、当該委員は議事に参加して意見を述べることができるが、議決に加わることはできない。
- 6 委員長が必要と認める場合、申請者を委員会に出席させ、申請内容の説明を求めることができる。
- 7 委員長は、審査結果を研究計画等倫理審査結果通知書(様式2)により速やかに申請者に通知しなければならない。
- 8 委員長の判断により、委員会を開催することなく、回議により、文書の記録を残すかたちで審査を行うことができる。
- 9 審議の経過及び過程は、文書により保存し、委員長が必要と認めたときは公表することができる。

(審査の免除)

第8条 委員長は、次の各号に掲げる研究の審査を免除することができる。

- (1)個人及び団体の特定が不可能な匿名化されている情報のみを用いる研究
- (2)既に公表されている資料、数量データ等、誰でも入手可能なものを用いる研究
- (3)他機関に所属する研究者との共同研究等で、他機関の倫理委員会の審査・承認を経ている研究

- 2 審査の免除を求める場合、研究者は研究倫理審査免除申請書(様式3)により委員長に申請する。
- 3 委員長は、倫理規準等に照らして免除に該当するかを判断し、結果を申請者に通知するとともに、委員会に報告する。
- 4 委員会は、必要に応じて申請者に審査免除証明書(様式4)を発行する。

(報告書の提出)

第9条 研究者は、承認を受けた研究活動終了後、2カ月以内に研究活動報告書(様式5)を提出するものとする。

(事務局)

第10条 委員会に関する事務は研究支援センターの所管とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究支援センターの提案に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附則[2011年(平成23年)1月11日制定]

この規程は、2011年(平成23年)1月12日から施行する。

附則[2018年(平成30年)10月30日改正]

この規程は、2018年(平成30年)10月30日から施行する。

附則[2022年(令和4年)11月29日改正]

この規程は、2022年(令和4年)11月29日から施行する。

大学院生学会発表補助規程

2012年（平成24年）4月1日施行

（趣旨）

第1条 この規程は、東京基督教大学（以下「本学」という。）大学院に在籍する学生の幅広い視野に立った研究を奨励することを目的として、国内及び国外の学会における研究成果発表に要する旅費等の補助（以下「補助金」という。）について定める。

（対象期間）

第2条 補助金は、当該年度の4月1日から翌年3月末日までに開催される学会を対象とする。

（対象）

第3条 対象となる国内の学会は、日本学術会議に登録された全国規模の学会またはこれに準ずるものとし、国外の学会は国際会議またはこれに準ずるものとする。

2 補助対象は、前項の学会で発表（ポスターセッションを含む。）を認められ、指導教員の承認を得たものとする。

（補助）

第4条 本学大学院生が第3条で発表を認められた場合は、旅費等（宿泊費、参加登録料を含む）を各年度8件まで、5万円を上限に補助するものとする。

2 旅費の算定基準は、別表のとおりとする。

（申請）

第5条 学会で発表を行う大学院生は、学会開催2カ月前までに様式1に開催要項を添付し、指導教員を通じて神学研究科委員長に申請するものとする。

（報告）

第6条 学会発表を行った者は、学会終了後1週間以内に様式2・3により指導教員に報告書を提出する。

（事務）

第7条 補助金に関する事務は研究支援センターがこれを行う。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、神学研究科委員会の議を経て理事会が行う。

附則 [2012年（平成24年）3月27日制定]

この規程は、2012年（平成24年）4月1日より施行する。

附則 [2014年（平成26年）3月25日改正]

この規程は、2014年（平成26年）4月1日より施行する。

附則 [2019年（平成31年）1月22日改正]

この規程は、2019年（平成31年）1月22日より施行する。

教務関連

《 教務部案内 》

□ 連絡方法

教務部から全体への連絡は、原則としてTCU Portalの「教務部のお知らせ」を通して行います。
こまめにTCU Portal、Eメールをチェックするよう心がけてください。

□ 事務取扱い

窓口受付時間（月曜から金曜） 9:00～11:20 ※ 11:20-11:50は、チャペル及びお昼休体制
12:50～16:45 ※ 授業日は18:10まで緊急対応あり

取扱い事項

- ・ 授業・時間割に関すること
- ・ 履修登録に関すること
- ・ 試験及び学業成績に関すること
- ・ 入学・休学・退学・修了・転コース等の学籍に関すること
- ・ 証明書(和文・英文)の発行

証明書は教務部窓口にある所定の申請書、または[申請フォーム](#)から申し込んでください。

種 類	料金
在学証明書	¥300
修了証明書	¥300
在籍証明書	¥300
修了見込証明書	¥300
成績証明書	¥500
その他の証明書	¥500

申請フォーム



※ 当日発行は、料金が倍になります。

□ オフィスアワー制度

オフィスアワーとは、専任教員が原則として週1回（60分程度）研究室等において待機し、学生からの自由な質問や相談等を受けつける時間帯のことを指します。各教員のオフィスアワーについての情報はTCUポータルで確認してください。

《 授 業 》

□ 学 期

本学の授業は1年を3学期に分けて行います（春学期・秋学期・冬学期）。各学期の授業開始日等については、TCU Portalにある学年暦を参照してください。

□ 授業時間

通常の授業は、毎週1コマ(70分×2)、1学期につき10回です。授業によっては1週間に70分を2回もしくは3回行われることがあります。

1 時 限	2 時 限	3 時 限	4 時 限	5 時 限	6 時 限
8:40-9:50	9:55-11:05	13:00-14:10	14:15-15:25	15:45-16:55	17:00-18:10

□ 時間割

時間割表はTCU Portal上に掲載します。教室・時間などが変更された場合、TCU Portalの「お知らせ」やEメールにてお知らせします。特に学期の始めには変更が多いので注意してください。

□ 授業の欠席

授業科目の単位取得に必要な出席日数は、その科目の授業時間数の3分の2以上です。これに満たない場合は定期試験の受験資格またはレポート提出の資格を取得できません。授業は通常1学期に10回(20回)行いますので、7回(14回)以上出席しない場合は受験資格がありません（大学学則第25条）。

授業を欠席する場合は、次の手続きが必要です。

- (1) TCU Onlineの受講科目ページの出欠届に入力してください。
- (2) 欠席が7日を越えるときは、保証人と連署の長期欠席届を提出しなければなりません。病気が等の場合は、医師の診断書を添付してください。学期中に退寮等をしなければならない場合は寮主事と相談の上、学生部にて手続きをとってください。長期欠席中は、在学扱いとなり授業料等の学納金も発生します。
- (3) 病気その他の理由により、欠席が3か月を越える場合は、医師の診断書を添付して休学を願い出ることができます。（大学学則第15条）
- (4) その他の欠席について
 - ① 忌引きによる欠席の扱いは、科目担当教員が判断します。
 - ② 就職活動による欠席の扱いは、キャリア支援室まで問い合わせてください。

□ 休 講

大学または各授業科目の担当教員にやむを得ない事情が発生した場合には、授業を休講することがあります。休講の場合は担当教員または教務部から連絡します。休講の連絡がなく、かつ授業開始時刻から30分以上経過しても担当教員が入室しない場合は自動的に休講になり、後日、補講を行います。学生においては、うわさなどで判断せず、不明な場合は教務部に確認してください。

☐ 補 講

各学期の終了前に補講の週が設定されています。補講は、休講等により講義の進行が予定より遅れた際に行われます。補講は、原則授業日と同じ曜日、時間帯で行います。

☐ 学部または修士科目の科目等履修及び聴講について

学部または修士科目を履修または聴講する場合、履修、聴講の区別なく、大学院在学期間を通じて10単位分まで無料です。上限単位数を超えての履修または聴講は、履修料、聴講料がかかります。また、学部または修士科目で取得した単位数は博士課程修了要件単位数に算入できません。

履修料、聴講料 ※ 1科目(2単位)

区分	履修料1科目	聴講料1科目
金額	32,500円	22,500円

☐ 教科書

教科書は各科目のシラバス、またはTCU Onlineで確認してください。

TCU Online>ダッシュボード>教科書一覧

教科書は原則として各自で購入してください。

【参考】 ※ TCU 生に特別割引（1 割引）で書籍販売をしてくださる書店

有限会社 恵泉書房

〒260-0021 千葉市中央区新宿 2-8-2

千葉クリスチャンセンタービル 2F

TEL 043-238-1224

Fax 043-247-3072

E-mail : keisen@vesta.ocn.ne.jp

メールによる注文可（tci メールからの発信を推奨）

タイトル：TCU 教科書注文 氏名

本文：氏名

学科・学年

書籍名・著者・出版社等、冊数

送付先（郵便番号、住所、電話番号）

☐ 教室の設備

- プロジェクターへの接続コネクター（アダプター）は、各自で用意して下さい。
- パソコン等を利用する際は原則充電のうえ持ち込んで下さい。
- 机や椅子を移動させた場合は授業終了時に現状復帰して下さい。

□ 学生による授業評価

各学期に授業に対する評価アンケートをTCU Onlineにて実施します。更に良い授業を作り上げていくために、アンケートへの協力をお願いします。なお、アンケートの結果については教務部へお尋ねください。

《 成 績 》

- (1) 成績評価は原則として100点満点で行い、以下の基準により判定し合格の場合にのみ単位が与えられます。

① 科目担当教員が行う評価

評点	評価	合否（単位）
100-95	A	合格（単位取得）
94-90	A ⁻	
89-87	B ⁺	
86-83	B	
82-80	B ⁻	
79-77	C ⁺	
76-73	C	
72-70	C ⁻	
69-65	D ⁺	
64-60	D	
59- 0	F	不合格（単位取得なし）

② 大学で行うもの

	単位認定	履修停止	再履修	聴講
評点	—	—	—	—
評価	T	W	R	AU

- (2) 履修登録された科目は、すべて成績表に記載されます。
- (3) 追試験等の理由により評価が「I」（保留）の科目については、追試験等に合格した場合にA～Dまでの評価がつけられます。不合格の場合は、評価「F」となります。
- (4) 他の大学院等で履修した科目を本学の単位として認定する場合は、授業科目及び科目区分毎に単位のための認定とし、「T」（認定）と表示します。
- (5) 定められた登録停止期限までに手続き（履修停止願届提出）を行った科目については「W」（履修停止）と表示します。
- (6) 再履修した科目は、最高評価を採用し、最高評価以外の同一科目の成績表示は「R」（再履修）とします。
- (7) 聴講した科目は「AU」（聴講）と表示します。

□ 成績公開

成績は年3回、学期終了後2週間程度からTCU Onlineで確認できます。（成績公開日は履修カレンダー参照）

□ 成績調査願い

通知された成績の見直しを求める場合は、成績調査申請期間に、指定の方法で教務部まで申請してください。（履修カレンダー参照）

□ GPA(Grade Point Average)

- (1) 各学期に、全履修科目の単位当たりの成績の平均値(Grade Point Average)(以下「GPA」という)を表示し、以下の計算式によって算出します。

$$\frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{\text{登録科目総単位数}}$$

登録科目総単位数

- (2) 科目ごとのグレードポイントは下記の通りです。

ただし「P」（合格）、「NP」（不合格）、「T」（認定）、「W」（履修停止）、「R」（再履修）、「I」（保留）、「AU」（聴講）は、GPA 評価の対象としません。

評点(100点満点)	成績表示	1 単位当たりのグレードポイント
100-95	A	4.00
94-90	A-	3.70
89-87	B+	3.30
86-83	B	3.00
82-80	B-	2.70
79-77	C+	2.30
76-73	C	2.00
72-70	C-	1.70
69-65	D+	1.30
64-60	D	1.00
59- 0	F	0.00
	P/NP/T/W/R/I/AU	(GPAの計算には含めない)

《 修了要件と学籍 》

□ 修業年限と在学期間

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間です。在学期間とは、本学において学生の身分を有することが可能な期間です。博士課程の修業年限は3年、在学期間は6年です（学則第7条）。休学期間は在学年数に算定されません。

□ 修了要件

所定在学年数

博士課程修了のためには、3年以上在学しなければなりません（休学期間等を除く）。

所定単位の履修、論文審査及び最終試験

所定在学年数の間に定められた所定の科目を履修し、修得単位の合計が修了要件を満たし、博士論文についての審査及び最終試験に合格した者に博士(神学)が与えられます（学則第11条）。

	基礎領域	専門領域
科目名	「神学特論」	「研究指導」
単位数	2 単位	1 2 単位

□ 学 位

博士課程の修了要件を満たした者には修士の学位が授与されます。

学位(日)：博士(神学)

(英)：Doctor of Philosophy in Theological Studies

□ 休 学

病気その他やむを得ない理由により、3か月以上修学できないときは、学期単位で休学することができます（大学学則第15条）。

(1) 休学の手続き

休学を希望するときは、所定の休学願いにその理由を付し、保証人が連署して提出しなければなりません。病気の場合は医師の診断書が必要です。なお、事前に担任、専攻主任、寮主事等のアドバイスを受けてください。

(2) 休学願い提出期限

春学期の休学：2月末日まで

秋学期の休学：6月末日まで

冬学期の休学：10月末日まで

(3) 休学者の学費

休学期間中の学費は、授業料の10分の1になります。施設費等は徴収しません。ただし、学期の途中で休学した場合は、その学期の授業料は全額徴収します（大学学則第34条）。詳細は総務部学納金担当までお問い合わせください。

(4) 休学の期間

休学の期間は休学の許可を受けた日、または命ぜられた日からその学年の最終日となる3月31日までです。ただし特別の理由があるときは、再休学の手続きをし、許可を受けて引き続き1年間休学をするか、修学の見込みの立たないときは、退学届けを提出しなければなりません(大学学則第16条)。年度内にいずれの手続きも取らない場合は除籍されますので、必ず3月中に教務部まで相談してください。休学の期間は継続して2年を超えることはできません。また休学期間は通算して3年を超えることはできません。休学期間は在学期間に算入しません。

(5) 休学許可の取消し

休学の理由が、休学した日から3か月以内において消滅したときは、保証人が連署した休学許可取消願いを提出して、休学許可の取消しを受けることができます。

□ 復 学

休学期間内に休学理由が解消した場合は、学年の始め、または学期の始めに復学することができます(大学学則第17条)。

- (1) 復学を希望するときは、復学願および復学に要する学費等の払込領収書を添えて、教務部に提出してください。
- (2) 復学に要する学費等および履修方法等については教務部で確認してください。

□ 退学・除籍

(1) 退学(大学学則第18条)

病気その他の理由により、退学しようとするときは、保証人連署の退学届に所定の学費等の領収書を添えて提出してください。

(2) 除籍(大学学則第21条)

- ① 履修届を提出しない者、その他本学において修学の意志がないと認められる者は、指定された期限の翌日に自動的に除籍されます。
- ② 督促を受けた滞納学費等を指定された期限までに全納しない者は、指定された期限の翌日に自動的に除籍されます。
- ③ 休学中の者が、定められた休学の期間を超えても、復学または休学延長の手続きをとらない場合は、休学の終了する日に自動的に除籍されます。
- ④ 在学できる年数を越える者は、在学できる最終学年の3月31日に自動的に除籍されます。

(3) 除籍の取り消し

上記(2)①②③の理由で除籍された者が、引き続き学業の継続を希望するときは、除籍された日から2週間以内に保証人が連署した除籍取消願を提出し、許可を受けて、引き続き修学することができます。ただし学費滞納により除籍された者は、滞納学費を全納しなければ除籍取消願は許可されません。